

八千代市高齢者保健福祉計画

第9次老人保健福祉計画

第8期介護保険事業計画

【令和3年度～令和5年度】

概 要 版



令和3年3月

目次

第1章 計画の策定にあたって	
第1節 計画策定の背景.....	1
第2節 国の高齢者・介護保険施策の動向.....	2
第2章 計画策定の基本事項	
第1節 計画の位置付けと法的根拠.....	5
第2節 計画の策定方法.....	6
第3節 推進体制の確保.....	8
第3章 高齢者を取り巻く現況と課題	
第1節 高齢者に係る実績と推計.....	9
第2節 要介護認定・給付の実績と推計.....	11
第3節 ニーズ調査結果の概要.....	13
第4章 基本理念及び施策の展開	
第1節 基本理念及び施策の体系.....	14
第2節 日常生活圏域の設定.....	19
第5章 第8期介護保険事業の見通し	
第1節 サービス見込み量及び介護保険料の算出フロー.....	21
第2節 介護保険サービス等の見込み量.....	22
第3節 第1号被保険者の介護保険料.....	23
第6章 介護保険制度の円滑な運営	
第1節 円滑な事業運営の推進支援.....	27
第2節 公的介護施設等の整備.....	29

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

平成12年に社会全体で高齢者を支える仕組みとして介護保険が創設されて20年が経過する中、介護サービスの利用者は増加するとともに、介護保険制度は社会に着実に定着してきています。この間様々な制度の見直しが行われましたが、本市においては高齢者の保健福祉に関する施策を総合的に推進するため、「老人保健福祉計画」及び「介護保険事業計画」を一体のものとして八千代市高齢者保健福祉計画（以下、「本計画」）を策定してきました。

近年では平成24年度の法改正において、本計画は「地域包括ケアシステム」の構築のための「地域包括ケア計画」として新たに位置づけられ、全国画一的ではなく自治体における地域性を踏まえながら、地域包括ケアシステムの理念実現を目指した取組の推進が求められました。

さらに平成27年度からは地域支援事業が介護予防・日常生活支援総合事業として組み替えられ、本市においても、日常生活支援体制の構築に努めてきました。

一方、国においては平成30年に高齢社会対策大綱、令和元年に認知症施策推進大綱を相次いで改定し、国全体の目標として、介護予防による心身ともに健康な高齢者の増加や、認知症高齢者への支援、家族介護の負担軽減措置等の課題に取り組むこととしています。

こうした中、令和2年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する視点が加味されました。

このような法制度等の変化や国、県の動向を踏まえつつ、これまでの施策の実施状況や効果を検証したうえで、地域包括ケアシステムの構築を一層推進していくため、新たな「八千代市高齢者保健福祉計画」を策定します。



第2節 国の高齢者・介護保険施策の動向

(1) 一億総活躍と地域共生社会の構築

わが国では平成28年の「ニッポン一億総活躍プラン」の策定以降、「地域共生社会の実現」を目指し社会福祉政策を進めてきました。

このため、高齢者・介護保険分野においては地域包括ケアシステムをより一層強化し、「誰もが尊厳をもって住み慣れた地域で暮らし続けることのできる地域社会」の構築が全国自治体に求められています。

(2) 高齢社会対策大綱の改定

平成30年2月16日に閣議決定された新たな大綱は、高齢社会対策基本法第6条の規定に基づき、政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として、定められるものです。

新たな大綱は、高齢化が一段と進む中、すべての世代が満ち足りた人生を送ることができ、環境に向けて、意欲ある層の能力発揮を可能にする環境整備と、支援が必要な層へのセーフティネットの整備の両面に配慮した内容となっています。

新たな高齢社会対策大綱の概要（平成30年2月16日閣議決定）

<p>○高齢社会対策大綱</p> <p>【法的根拠】 ・政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針（高齢社会対策基本法（平成7年法律第129号）第6条）</p> <p>【改定の経緯】 ・旧大綱の規定（5年後に見直し）に基づき、高齢社会対策会議（会長：総理）で見直しを決定 ・平成29年6月～10月に有識者会議を開催【座長：清家 篤（慶應義塾大学 商学部教授（前塾長）（役職は開催当時））】</p>	<p>第2 分野別の基本的施策（主な施策） ※ニッポン一億総活躍プラン、働き方改革実行計画、新しい経済政策パッケージ等との連携</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="815 1279 1098 1525"> <p>1. 就業・所得</p> <ul style="list-style-type: none"> ○エイジレスに働ける社会の実現に向けた環境整備 副業・兼業の普及促進、リカレント教育の抜本的拡充、高齢期の起業支援、公務員の定年引き上げの検討 ○公的年金制度の安定的運営 年金の受給時期の選択肢の拡大（70歳以降）の検討 ○資産形成等の支援 iDeCo等私的年金制度等の普及、高齢期にふさわしい金融商品・サービスの提供、認知能力低下に対応した高齢投資家の保護 </td> <td data-bbox="1102 1279 1385 1525"> <p>4. 生活環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ○豊かで安定した住生活の確保 リバースモーゲージの普及、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進 ○高齢社会に適したまちづくりの総合的推進 「生涯活躍のまち」づくり、バリアフリー環境の整備、コンパクト・プラス・ネットワークの推進 ○交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護 運転免許制度の見直しの検討等高齢運転者の特性を踏まえた対策推進、安全運転サポート車の普及啓発 ○成年後見制度の利用促進 地域連携ネットワークの構築、欠格条項の見直し </td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 1532 1098 1868"> <p>2. 健康・福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康づくりの総合的推進 健康寿命延伸に向けた取組、ライフステージを適した健康づくり・スポーツ活動 ○持続可能な介護保険制度の運営 地域包括ケアシステムの深化・推進 ○介護サービスの充実（介護離職ゼロの実現） 介護職員の処遇改善、介護サービスの質の向上 ○持続可能な高齢者医療制度の運営 ○認知症高齢者支援施策の推進 新オレンジプラン等による適時適切な医療介護 ○人生の最終段階における医療の在り方 相談に適切に対応できる人材の育成、国民向けの情報提供 ○住民等を中心とした地域の支え合いの仕組み作りの促進 </td> <td data-bbox="1102 1532 1385 1868"> <p>5. 研究開発・国際社会への貢献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○先進技術の活用及び高齢者向け市場の活性化 介護ロボットの開発、ゲノム科学、無人自動運転移動サービス ○研究開発等の推進と基盤整備 統計・制度の目的に応じ、年齢区分を70歳、75歳、80歳など細分化したきめ細かい現状分析官民データの利活用の推進 ○諸外国との知見や課題の共有 日本の介護を学び従事するアジア人材の拡大等、日本の知見の国際社会への展開、課題共有・連携強化 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 1874 1098 1998"> <p>3. 学習・社会参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学習活動の促進 多様な学び直し機会の提供、社会保障教育の促進、ICTリテラシー・サポート体制整備 ○社会参加活動の促進 </td> <td data-bbox="1102 1874 1385 1998"> <p>6. 全ての世代の活躍推進</p> <p>第3 推進体制等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○数値目標等の設定 ○関係行政機関間の緊密な連携・協力 など </td> </tr> </table>	<p>1. 就業・所得</p> <ul style="list-style-type: none"> ○エイジレスに働ける社会の実現に向けた環境整備 副業・兼業の普及促進、リカレント教育の抜本的拡充、高齢期の起業支援、公務員の定年引き上げの検討 ○公的年金制度の安定的運営 年金の受給時期の選択肢の拡大（70歳以降）の検討 ○資産形成等の支援 iDeCo等私的年金制度等の普及、高齢期にふさわしい金融商品・サービスの提供、認知能力低下に対応した高齢投資家の保護 	<p>4. 生活環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ○豊かで安定した住生活の確保 リバースモーゲージの普及、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進 ○高齢社会に適したまちづくりの総合的推進 「生涯活躍のまち」づくり、バリアフリー環境の整備、コンパクト・プラス・ネットワークの推進 ○交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護 運転免許制度の見直しの検討等高齢運転者の特性を踏まえた対策推進、安全運転サポート車の普及啓発 ○成年後見制度の利用促進 地域連携ネットワークの構築、欠格条項の見直し 	<p>2. 健康・福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康づくりの総合的推進 健康寿命延伸に向けた取組、ライフステージを適した健康づくり・スポーツ活動 ○持続可能な介護保険制度の運営 地域包括ケアシステムの深化・推進 ○介護サービスの充実（介護離職ゼロの実現） 介護職員の処遇改善、介護サービスの質の向上 ○持続可能な高齢者医療制度の運営 ○認知症高齢者支援施策の推進 新オレンジプラン等による適時適切な医療介護 ○人生の最終段階における医療の在り方 相談に適切に対応できる人材の育成、国民向けの情報提供 ○住民等を中心とした地域の支え合いの仕組み作りの促進 	<p>5. 研究開発・国際社会への貢献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○先進技術の活用及び高齢者向け市場の活性化 介護ロボットの開発、ゲノム科学、無人自動運転移動サービス ○研究開発等の推進と基盤整備 統計・制度の目的に応じ、年齢区分を70歳、75歳、80歳など細分化したきめ細かい現状分析官民データの利活用の推進 ○諸外国との知見や課題の共有 日本の介護を学び従事するアジア人材の拡大等、日本の知見の国際社会への展開、課題共有・連携強化 	<p>3. 学習・社会参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学習活動の促進 多様な学び直し機会の提供、社会保障教育の促進、ICTリテラシー・サポート体制整備 ○社会参加活動の促進 	<p>6. 全ての世代の活躍推進</p> <p>第3 推進体制等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○数値目標等の設定 ○関係行政機関間の緊密な連携・協力 など
<p>1. 就業・所得</p> <ul style="list-style-type: none"> ○エイジレスに働ける社会の実現に向けた環境整備 副業・兼業の普及促進、リカレント教育の抜本的拡充、高齢期の起業支援、公務員の定年引き上げの検討 ○公的年金制度の安定的運営 年金の受給時期の選択肢の拡大（70歳以降）の検討 ○資産形成等の支援 iDeCo等私的年金制度等の普及、高齢期にふさわしい金融商品・サービスの提供、認知能力低下に対応した高齢投資家の保護 	<p>4. 生活環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ○豊かで安定した住生活の確保 リバースモーゲージの普及、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進 ○高齢社会に適したまちづくりの総合的推進 「生涯活躍のまち」づくり、バリアフリー環境の整備、コンパクト・プラス・ネットワークの推進 ○交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護 運転免許制度の見直しの検討等高齢運転者の特性を踏まえた対策推進、安全運転サポート車の普及啓発 ○成年後見制度の利用促進 地域連携ネットワークの構築、欠格条項の見直し 						
<p>2. 健康・福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康づくりの総合的推進 健康寿命延伸に向けた取組、ライフステージを適した健康づくり・スポーツ活動 ○持続可能な介護保険制度の運営 地域包括ケアシステムの深化・推進 ○介護サービスの充実（介護離職ゼロの実現） 介護職員の処遇改善、介護サービスの質の向上 ○持続可能な高齢者医療制度の運営 ○認知症高齢者支援施策の推進 新オレンジプラン等による適時適切な医療介護 ○人生の最終段階における医療の在り方 相談に適切に対応できる人材の育成、国民向けの情報提供 ○住民等を中心とした地域の支え合いの仕組み作りの促進 	<p>5. 研究開発・国際社会への貢献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○先進技術の活用及び高齢者向け市場の活性化 介護ロボットの開発、ゲノム科学、無人自動運転移動サービス ○研究開発等の推進と基盤整備 統計・制度の目的に応じ、年齢区分を70歳、75歳、80歳など細分化したきめ細かい現状分析官民データの利活用の推進 ○諸外国との知見や課題の共有 日本の介護を学び従事するアジア人材の拡大等、日本の知見の国際社会への展開、課題共有・連携強化 						
<p>3. 学習・社会参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学習活動の促進 多様な学び直し機会の提供、社会保障教育の促進、ICTリテラシー・サポート体制整備 ○社会参加活動の促進 	<p>6. 全ての世代の活躍推進</p> <p>第3 推進体制等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○数値目標等の設定 ○関係行政機関間の緊密な連携・協力 など 						
<p>第1 目的及び基本的考え方</p> <p>1. 大綱策定の目的 ・65歳以上を一律に「高齢者」と見る一般的な傾向はもはや現実的なものではなくなりつつあり、70歳やそれ以降でも、意欲・能力に応じた力を発揮できる時代が到来。 ・高齢化に伴う社会的課題に対応し、全ての世代が満ち足りた人生を送ることのできる環境をつくる。</p> <p>2. 基本的考え方</p> <p>(1) 年齢による画一化を見直し、全ての年代の人々が希望に応じて意欲・能力をいかして活躍できるエイジレス社会を目指す。 ○年齢区分でライフステージを画一化することの見直し ○誰もが安心できる「全世代型の社会保障」も見据える</p> <p>(2) 地域における生活基盤を整備し、人生のどの段階でも高齢期の暮らしを具体的に描ける地域コミュニティを作る。 ○多世代間の協力拡大や社会的孤立を防止 ○高齢者が安全・安心かつ豊かに暮らせるコミュニティづくり</p> <p>(3) 技術革新の成果※が可能にする新しい高齢社会対策を志向する。 ○高齢期の能力発揮に向けて、新技術が新たな視点で、支障となる問題（身体・認知能力等）への解決策をもたらす可能性に留意</p>							
<p>(※) 政府では、「Society5.0」、すなわち、「サイバー空間の積極的な活用を中心とした取組を通して、新しい価値やサービスが次々と創出され、人々に豊かさをもたらす、狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く人類史上5番目の社会」の実現に取り組むこととしている。（経済財政運営と改革の基本方針2017、平成29年6月9日）</p>							

出典：内閣府

(3) 社会福祉法の改正

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年6月5日に成立し、同月12日に公布されました。

改正法は、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、関連法として老人福祉法や介護保険法を含む改正となっています。

また、地域共生社会の実現を目指し、社会福祉全般及び高齢者・介護保険政策の理念として下記の通り、「地域共生社会」の位置づけが行われました。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会：子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会（ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定））

改正の概要

- 1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援** 【社会福祉法、介護保険法】
市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。
- 2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進** 【介護保険法、老人福祉法】
 - ①認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
 - ②市町村の地域支援事業における関連データの活用努力義務を規定する。
 - ③介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。
- 3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進** 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】
 - ①介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めると規定する。
 - ②医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
 - ③社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。
- 4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化** 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】
 - ①介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
 - ②有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
 - ③介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付に 係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。
- 5. 社会福祉連携推進法人制度の創設** 【社会福祉法】
社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和3年4月1日（ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日）

出典：厚生労働省

(4) 基本指針に定める事項

「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」）」は、自治体が「介護保険事業（支援）計画」を策定する際のガイドライン的役割を果たすものであり、計画骨子を構成し、本計画への記載事項が示されています。

第8期の改正では、近年の高齢社会対策大綱や認知症施策推進大綱の改定、広範囲に及ぶ社会福祉法の改正などの制度変更を受けるとともに、近年の災害状況や感染症の影響を受けており、介護保険事業計画の作成に関する事項としては下記のとおりとなります。

基本指針の市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

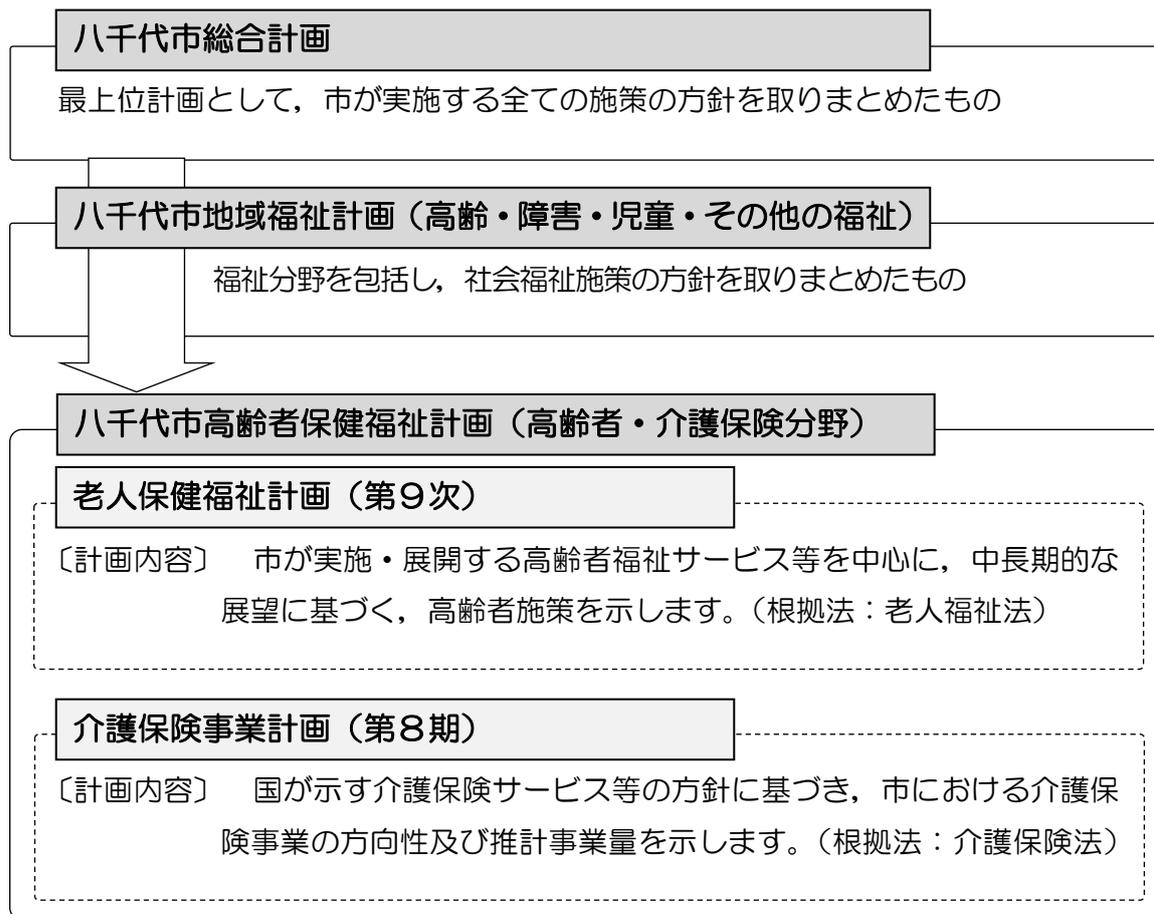
- 1 計画の作成に関する基本的事項
 - 基本理念，達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化，施策の達成状況の評価等
 - 要介護者等地域の実態の把握
 - 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備
 - 2025年度及び2040年度の推計並びに第8期の目標
 - 目標の達成状況の点検，調査及び評価等並びに公表
 - 日常生活圏域の設定
 - 他の計画との関係
- 2 基本的記載事項
 - 日常生活圏域
 - 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
 - 各年度における地域支援事業の量の見込み
 - 被保険者の地域における自立した日常生活の支援，要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定
- 3 任意記載事項
 - 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項
 - 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項
 - 認知症施策の推進
 - 災害及び感染症に対する備えの検討
 - 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項など

第2章 計画策定の基本事項

第1節 計画の位置付けと法的根拠

(1) 上位計画との整合性

本計画の役割（法的根拠）及び、上位計画との関係は、次の通りとなります。



(2) 計画期間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
総合計画	第4次				第5次				
地域福祉計画	—				第1次				
老人保健福祉計画	第7次			第8次			第9次		
介護保険事業計画	第6期			第7期			第8期		

第2節 計画の策定方法

(1) 計画策定の体制

① 八千代市介護保険事業運営協議会による検討

広く意見を聴取するために、介護保険被保険者、学識経験者、保健・医療及び福祉の関係者、介護サービス事業者で構成し、策定にあたっての意見交換及び審議を行いました。

なお、市ホームページで議事録を掲載しています。

開催日		議題
第1回	令和2年8月7日	・八千代市高齢者保健福祉計画(第8次老人保健福祉計画・第7期介護保険事業計画)の令和元年度実績について ・八千代市高齢者等の保健福祉・介護保険ニーズ調査結果報告書について ・次期計画について
第2回	令和2年10月29日	・八千代市高齢者保健福祉計画(第9次老人保健福祉計画・第8期介護保険事業計画)(骨子案)について
第3回	令和2年12月3日	・八千代市高齢者保健福祉計画(第9次老人保健福祉計画・第8期介護保険事業計画)(素案)について
第4回	令和3年2月1日	・パブリックコメントの実施結果について ・八千代市高齢者保健福祉計画(第9次老人保健福祉計画・第8期介護保険事業計画)(原案)について

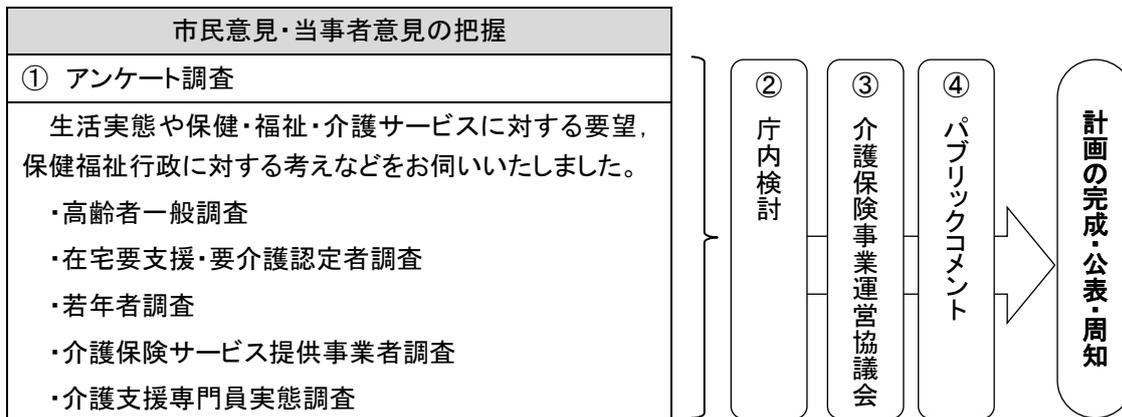
② 庁内組織による検討

策定期間中の事務局は長寿支援課に置き、全体調整及び関係課との施策調整を図り、基本理念・目標の設定を行うとともに、計画に掲げた事業の進捗状況を確認・検証しました。

(2) 市民意見・当事者意見の把握

次の通り、アンケート調査及びパブリックコメントを実施し、意見や要望等を収集する機会を設けました。なお、意見は基礎資料として策定の工程に取り込みました。

① 市民意見・当事者意見の把握の流れ



② パブリックコメントの実施

	内 容
意見募集期間	令和2年12月15日(火)～令和3年1月14日(木)
公表場所	市役所本庁舎, 支所・連絡所, 公民館, 図書館, 市ホームページ
意見を提出できる人	①市内に住所を有する方 ②市内に事務所・事業所を有する方 ③市内に通勤・通学している方 ④本計画に関し利害関係のある方
提出方法	書面の持参, 郵送, ファクシミリ, 電子メール
説明会	令和2年12月20日(日)午前10時00分から 市役所本庁舎別館2階第1・2会議室

第3節 推進体制の確保

(1) 推進体制の構築

① 庁内体制の構築

本計画に掲げた施策を全庁的に推進するため、施策の進行管理を行うとともに、必要に応じて施策を見直し、事業を推進します。また、地域包括ケアシステムの構築を推進するため、庁内の関係部門や介護保険事業者、医療機関等との連携をさらに深めていきます。

② 進行管理の実施

本計画は、3年毎に計画を策定しますが、各年度においてもその進捗状況の点検・評価を的確に行っていく必要があります。

そのため、庁内関係課及び関係機関は、本計画の進捗状況等の点検・評価を行い、事業の適切な進行管理と状況に応じた計画の適正化を図ります。

③ 保険者機能の強化に係る指標の管理

介護保険における保険者機能の強化を図るため、高齢者の自立支援、重度化防止等に係る指標を設定し、サービスの適切な実施を促します。

また、設定された指標は、財政的インセンティブの位置づけを有するものとし、国・千葉県への報告事項とします。

(2) 市民への情報提供と計画への参画

① 市民への情報提供

本市広報紙や本市公式サイト、その他の媒体を通じて、高齢者福祉や介護保険制度に係る情報提供を行います。

また、サービス利用者が介護サービス事業者の適切な選択ができるよう、窓口対応やパンフレットの配布及びサービス情報を本市公式サイト等に掲載し、利用者に周知します。

② 計画推進への参画

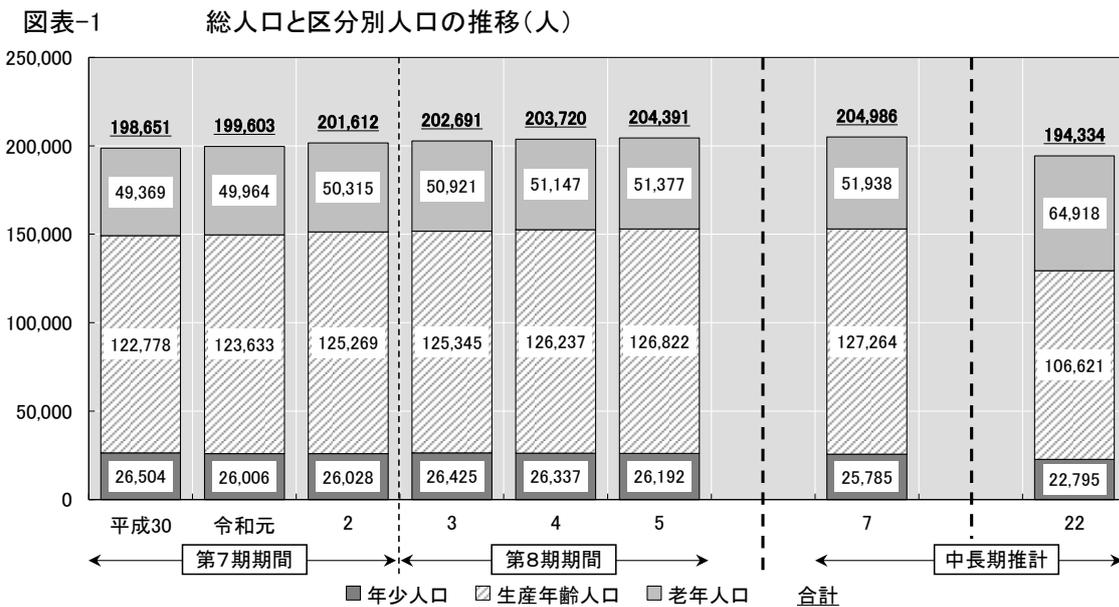
地域包括支援センターをはじめとして、医療、介護、ボランティアなどの地域住民とともに、地域ケア会議や、生活支援、在宅医療・介護連携に関する様々な会議体において地域の課題を明らかにし、施策に反映できるよう広く計画推進への参画を図ります。

第3章 高齢者を取り巻く現況と課題

第1節 高齢者に係る実績と推計

① 総人口と区分別人口

総人口は、本計画期間中においては増加傾向にあり、令和7年(2025年)には約205,000人、その後減少に転じ、令和22年(2040年)には約194,300人となる見込みです。



出典: (第6・7期)住民基本台帳, (第8期・中長期推計)「八千代市人口ビジョン」(年度の中央値補正)

なお、区分別人口割合では、近年の人口増加に伴い、将来的な人口構成も変化することが予測され、本計画期間中においては老年人口割合の上昇の鈍化と、生産年齢人口割合の微増、年少人口割合の減少が鈍化する見込みです。

図表-2 区分別人口の構成割合の推移(%)

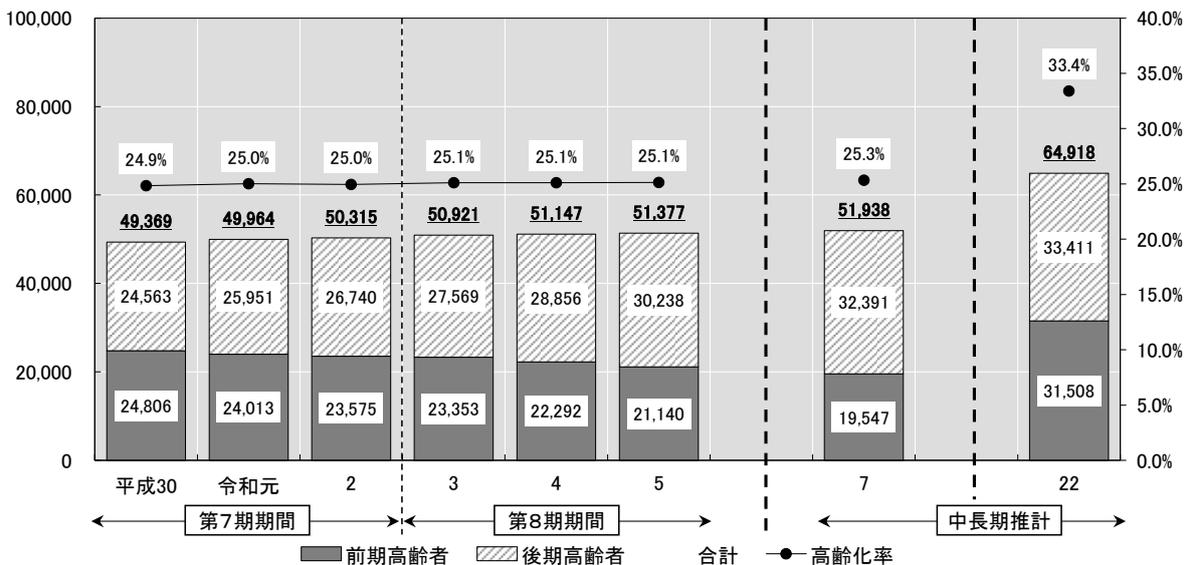
区分	第6期			第7期			第8期			推計	
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
老年人口	23.8	24.3	24.6	24.9	25.0	25.0	25.1	25.1	25.1	25.3	33.4
生産年齢人口	62.0	61.8	61.8	61.8	62.0	62.1	61.9	62.0	62.1	62.1	54.9
年少人口	14.2	13.9	13.6	13.3	13.0	12.9	13.0	12.9	12.8	12.6	11.7

出典: (第6・7期)住民基本台帳, (第8期・中長期推計)「八千代市人口ビジョン」(年度の中央値補正)

② 高齢者人口と高齢化率

高齢者の人口は増加傾向にある中、令和2年では50,315人、高齢化率は25.0%となっており、令和7年（2025年）には約51,900人、25.3%、その後、団塊ジュニア世代が高齢期に入ることによって令和22年（2040年）には約64,900人、33.4%となる見込みです。

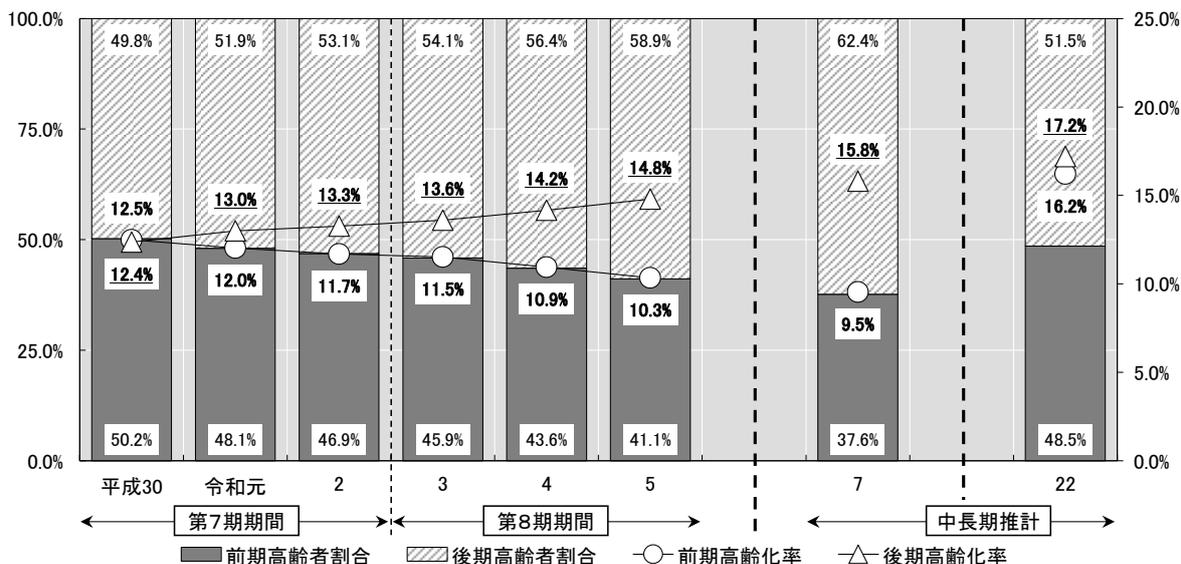
図表-3 前期・後期高齢者人口と高齢化率の推移(人)



出典：(第6・7期)住民基本台帳，(第8期・中長期推計)「八千代市人口ビジョン」(年度の中央値補正)

令和元年に割合が逆転した前期・後期高齢者についても、令和22年（2040年）を見ると再び前期高齢者は増加する見込みです。

図表-4 前期・後期高齢者人口の構成割合及び高齢化率の推移



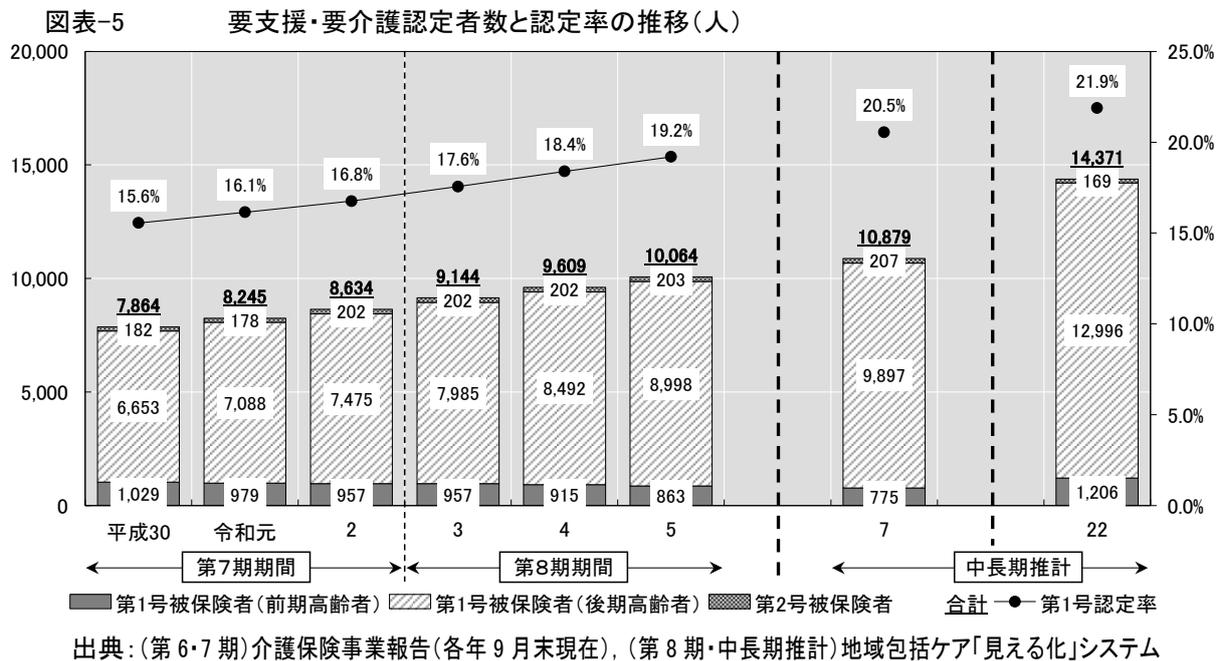
出典：(第6・7期)住民基本台帳，(第8期・中長期推計)「八千代市人口ビジョン」(年度の中央値補正)

第2節 要介護認定・給付の実績と推計

(1) 要支援・要介護認定者と認定率推移

要支援・要介護認定者数は、高齢者人口の増加とともに増加傾向にあり、令和7年(2025年)には10,879人、令和22年(2040年)には14,371人となる見込みです。

特に後期高齢者の認定者数は、令和7年(2025年)には9,897人、令和22年(2040年)には12,996人となる見込みです。



要支援・要介護認定者に占める後期高齢者の割合は、令和7年(2025年)以降、減少に転じる見込みです。

図表-6 1号被保険者の要支援・要介護認定者に占める前期・後期高齢者割合の推移(人，%)

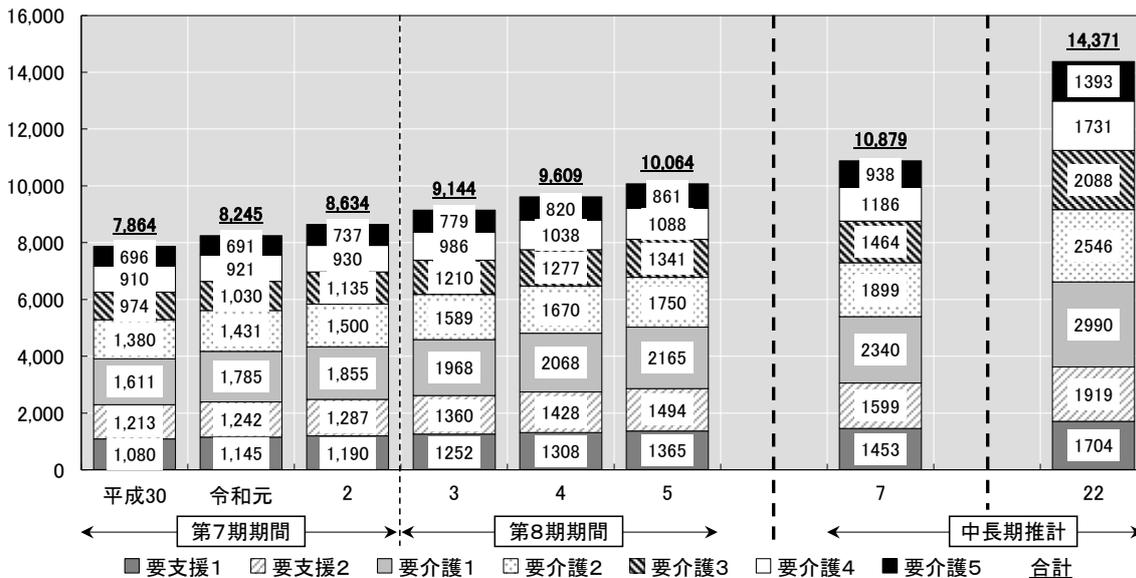
区分	第6期			第7期			第8期			推計	
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
認定者数	6,174	6,522	7,028	7,682	8,067	8,432	8,942	9,407	9,861	10,672	14,202
前期高齢者割合	15.6	15.1	14.5	13.4	12.1	11.3	10.7	9.7	8.8	7.3	8.5
後期高齢者割合	84.4	84.9	85.5	86.6	87.9	88.7	89.3	90.3	91.2	92.7	91.5

出典：(第6・7期)介護保険事業報告(各年9月末現在)，(第8期・中長期推計)地域包括ケア「見える化」システム

(2) 要支援・要介護認定者及び給付費の推移

認定者数は一貫して増加傾向にあり、令和2年では、要介護1が全体の21.5%（1,855人）で一番多くを占めています。また、要支援1・2の認定者で28.7%（2,477人）を占めており、令和7年（2025年）には28.1%（3,052人）、令和22年（2040年）には25.2%（3,623人）となる見込みです。

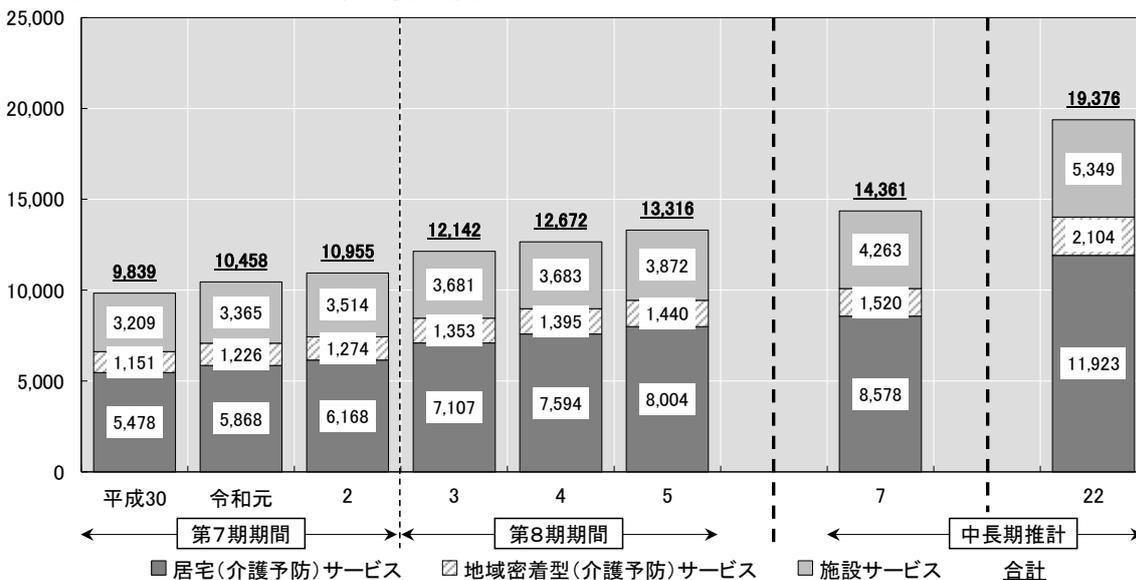
図表-7 要支援・要介護度別認定者数の推移(人)



出典：(第6・7期)介護保険事業報告(各年9月末現在)、(第8期・中長期推計)地域包括ケア「見える化」システム

サービス別給付費の推移は要介護認定者数の増加とともに増加しております。

図表-8 サービス別給付費の推移(百万円)



出典：(第6・7期)介護保険事業報告(各年9月末現在)、(第8期・中長期推計)地域包括ケア「見える化」システム

第3節 ニーズ調査結果の概要

(1) 調査の実施

本調査は、八千代市内の高齢者等の生活状況や保健福祉・介護保険に関する意見・要望を把握し、今後の高齢者保健福祉行政のより一層の計画的かつ効果的な推進と新しい介護保険事業計画策定のために実施したものです。

■ アンケート調査の概要

区分	調査対象	対象者数	有効回収数	有効回収率
①高齢者一般	八千代市内に在住の65歳以上の方から無作為抽出	3,000人	1,843	61.4%
②在宅要支援・要介護認定者	八千代市内に在住の、在宅で要支援・要介護認定を受けている方から無作為抽出	1,969人	994	50.5%
③若年者	八千代市内に在住の40歳以上65歳未満の方から無作為抽出	2,000人	743	37.2%
④介護保険サービス提供事業者	八千代市内で介護保険サービス事業所を運営している法人	-	92	-

(2) 調査の活用

各調査結果は、次の通りの集計・分析等を行い、計画策定の基礎資料とします。

区分	経年比較	単純集計	クロス集計	その他	
①高齢者一般	○	○	○	・地域包括ケア「見える化」システム	・機能リスク判定 ・老研式活動能力指標
②在宅要支援・要介護認定者	○	○	○	-	・機能リスク判定 ・老研式活動能力指標
③若年者	○	○	○	-	-
④介護保険サービス提供事業者	○	○	○	-	-
⑤介護支援専門員実態調査		○	○	-	-

第4章 基本理念及び施策の展開

第1節 基本理念及び施策の体系

(1) 基本理念

本市では、計画の策定に際しては引き続き、第7期計画の基本理念を継承し、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも、自分らしく、安心して、豊かな生活を送れるまちを、全ての世代の市民とともに支え合いながらつくりあげていくことを目指します。

また、高齢者の地域での生活を支えるため、包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備とあわせて介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図ります。

【基本理念】

高齢者が生涯にわたり健やかで
安心した生活を営むことができるまちづくり

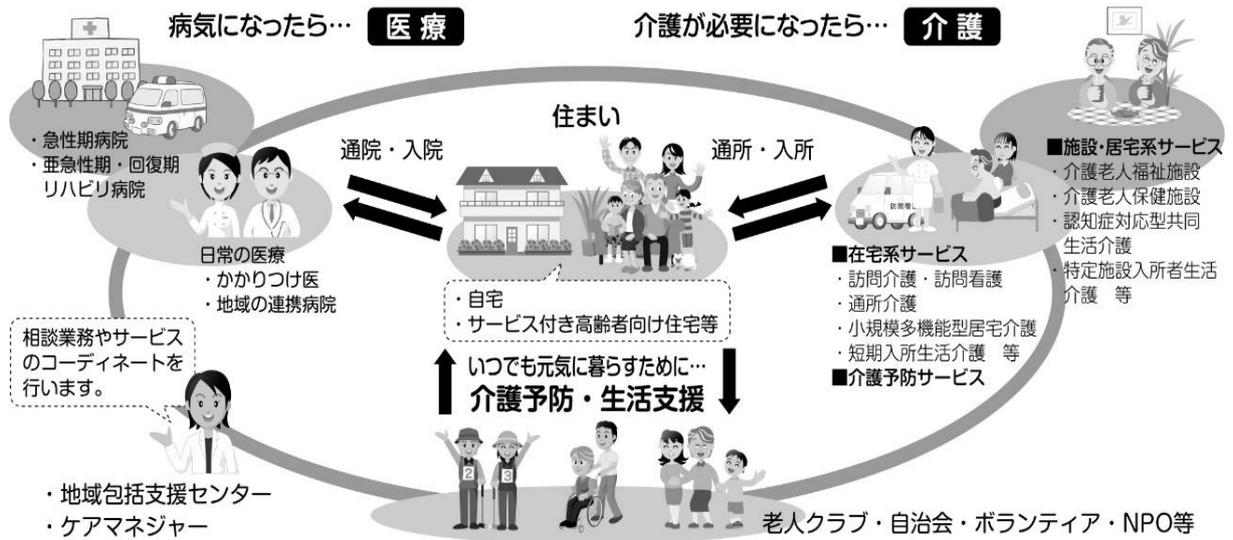
(2) 基本方針

団塊の世代が75歳以上となる2025年が近づく中、団塊ジュニア世代が65歳となる2040年に向けて、地域包括ケアシステムを深化・推進するため、地域資源やマンパワーのさらなる活用とともに、医療、介護、福祉、生活支援、住まい、暮らし、介護予防、生きがいづくりを一体的に提供することが求められています。

本計画においては、引き続き地域医療や高齢者の自主活動等のまちの強みを活かしつつ、地域包括支援センター等の拠点からのアウトリーチ型（訪問型）の取り組み等、これまで取り組んできた高齢者福祉施策や介護保険事業等を進める中で、八千代市らしい地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組み、地域共生社会の実現を目指します。

■ 2025年及び2040年を見据えた地域包括ケアシステムの姿

第5期計画より提唱された地域包括ケアシステムの構築に向け、従来より取組を推進してきたところであり、引き続き2025年（令和7年）及び2040年（令和22年）までの構築を目指します。第8期計画では、これまでの取組の成果を踏まえた施策展開を図るとともに、2025年（第9期計画期間）に向けた取組を引き続き推進します。



1. みんなで支えあう基盤づくり

高齢者が生涯を通じて、地域で安心して暮らし続けるために、地域包括支援センターの機能強化や地域ケア会議の推進をはじめ、関係機関・団体等との連携強化を図ります。また、高齢者の地域生活を支えるために、介護と医療の連携強化を図ります。

2. 心身の健康づくり

高齢者が健康で自立した生活を送ることができるように、自主的・積極的な介護予防・健康づくりを促進します。また、心の豊かさや生きがいを持った暮らしにつながるように、高齢者の仲間づくりや社会参加の機会・場の充実を図ります。

3. 誰もが安心して暮らせるまちづくり

高齢者の人権を尊重し、虐待防止や権利擁護を推進します。特に、認知症高齢者に対しては、地域とともに見守れる仕組み・体制づくりに努めます。また、高齢者に配慮したまちづくりや多様な住まいの確保に努めます。

4. 介護保険サービス、多様な支援の充実

支援が必要な高齢者が必要な介護保険サービスや高齢者福祉サービス等の情報を受けられ、相談のできる体制づくりに努めます。また、地域資源・人材を活用した取り組みを進めます。

(3) 基本目標及び体系の設定

本計画では、基本理念の実現に取り組むため、第7期計画の目標を継承しつつ、介護保険制度改正に適切に対応するため、以下の5つの基本目標及び施策の体系を掲げます。

基本目標1 高齢者の社会参加の促進

元気な高齢者が、はつらつ・いきいきとした暮らしを続けていけるように、生きがいづくりの支援や社会参加の促進を行い、高齢者が生涯にわたり生活を楽しむことができるような社会の構築を進めます。

施策1 通い・集いの場の提供

- ① 老人クラブへの支援
- ② 介護サービス事業者等の活用
- ③ ふれあい大学校の実施

施策2 地域で活躍できる場の提供

- ① シルバー人材センターの支援
- ② ボランティア活動の推進

基本目標2 健康づくりの推進

生活習慣病やがん、その他の慢性疾患の重症化予防及び早期発見を促進するとともに、心身機能の低下を防止するための取り組みを行うことにより、健康寿命の延伸を図ります。

施策1 疾病の早期発見・早期治療及び生活習慣の見直し

- ① 健康診査・保健指導の実施
- ② がん検診等の実施
- ③ 歯科健康診査の実施
- ④ 健康づくりに関する知識の普及啓発

基本目標3 住み慣れた地域で住み続けられる安心・快適な生活環境づくりの推進

地域包括ケア体制の重要な構成要素である高齢者が安心して暮らせる住まいの確保や在宅福祉サービス、高齢者の緊急時の対応、災害時の対応、感染症対策について推進していき、地域とともに高齢者を見守り、支える体制の確立を図ります。

施策1 高齢者が安心して暮らせる住環境の形成

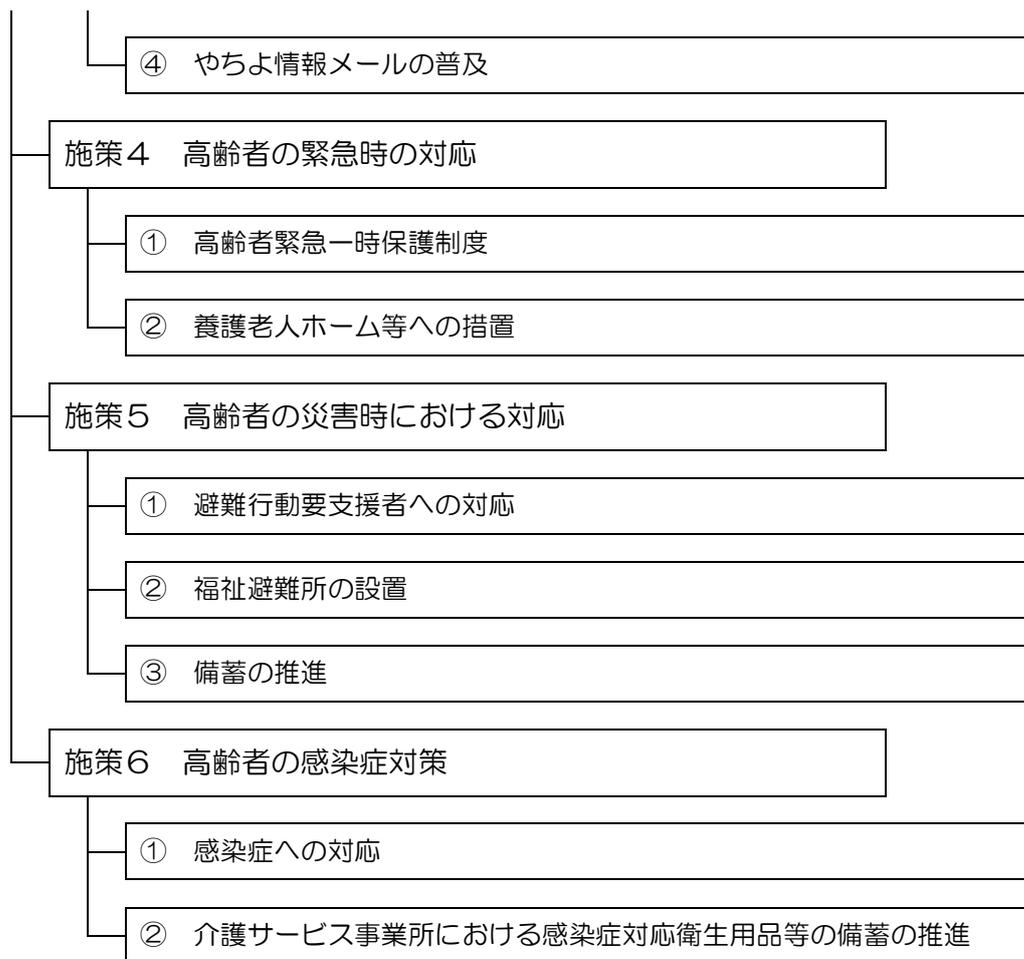
- ① 高齢者のための住宅支援
- ② 快適に地域に住み続けるための住宅支援

施策2 在宅福祉サービスの実施

- ① 配食サービス
- ② ひとり暮らし老人緊急通報システムの設置
- ③ 高齢者日常生活用具の給付・貸与
- ④ ねたきり老人福祉手当の支給
- ⑤ 介護用品購入費の助成
- ⑥ 在宅重度認知症高齢者手当の支給
- ⑦ はいかい高齢者家族支援サービス
- ⑧ SOS ネットワーク
- ⑨ 障害者等タクシー利用助成
- ⑩ 高齢者外出支援
- ⑪ 運転免許証自主返納支援

施策3 発見・見守り機能の強化

- ① 民間事業者等による見守り
- ② 地域団体による見守り
- ③ 認知症サポーターによる見守り



基本目標4 介護予防の推進

高齢者が健康を保ち、そのひとに応じた自立した生活を可能な限り継続するために、介護予防への取組みの重要性を市民に広く周知し、より効果的な介護予防の方法の普及や場所の提供を行うことで、健康寿命の延伸を図ります。

※ 計画本編「各論2 第2章 第1節」に相当します。

基本目標5 住み慣れた地域で暮らし続けられるための支援体制の構築

高齢者が要介護状態または要支援状態となることを予防し、社会参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、地域における包括的な相談支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症の高齢者への支援体制の構築等を一体的に行います。

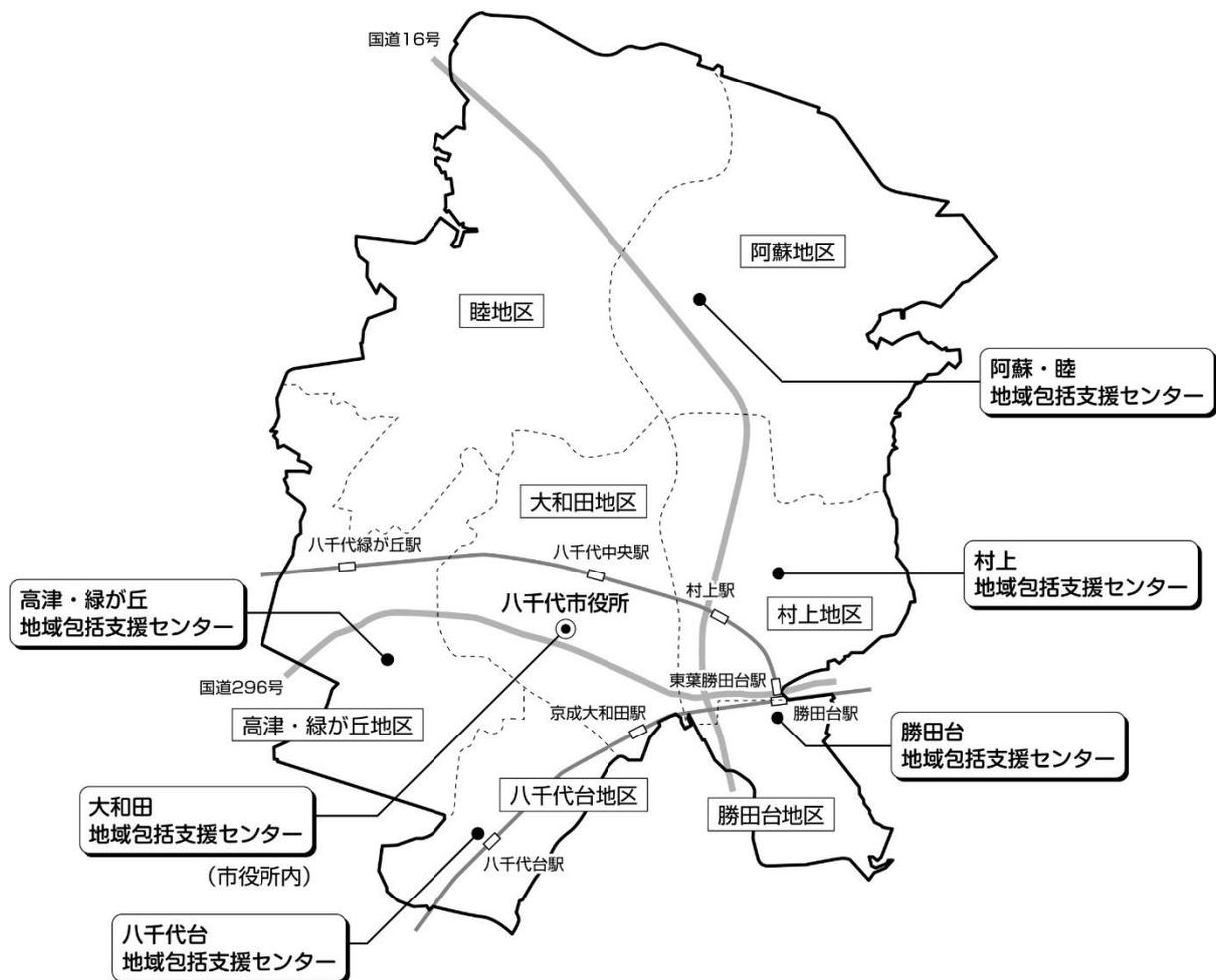
※ 計画本編「各論2 第2章 第2節・第3節」に相当します。

第2節 日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付等対象サービス提供施設の整備状況等の条件を総合的に勘案して定めることとされています。

本市においては、人口規模や地域の歴史性、同一性を考慮して地域コミュニティを推進するための7つの地域区分が定められており、また、本計画の上位計画である八千代市地域福祉計画においても、同様の区分を地域の課題に取り組む生活圏域としています。

本計画では第3期計画より同様の区分で日常生活圏域を設定していることから、継続性にも配慮し、第8期計画においても引き続き同様の7つの日常生活圏域で設定します。



第4章 基本理念及び施策の展開

第2節 日常生活圏域の設定

■ 日常生活圏域の地区割

日常生活圏域	地区
阿蘇地域	米本, 神野, 保品, 下高野, 米本団地, 堀の内, 上高野の一部(阿蘇中学校の学区内にある上高野)
村上地域	村上, 村上南, 下市場, 村上団地, 勝田台北, 上高野の一部(村上東中学校の学区内にある上高野)
睦地域	桑納, 麦丸, 桑橋, 吉橋, 尾崎, 島田, 神久保, 小池, 真木野, 佐山, 平戸, 島田台, 大学町
大和田地域	大和田, 萱田, 萱田町, ゆりのき台, 大和田新田の一部(萱田中学校, 大和田中学校の学区内にある大和田新田)
高津・緑が丘地域	高津, 高津東, 緑が丘, 緑が丘西, 高津団地, 大和田新田の一部(高津中学校, 東高津中学校の学区内にある大和田新田)
八千代台地域	八千代台東, 八千代台南, 八千代台西, 八千代台北
勝田台地域	勝田台, 勝田, 勝田台南

■ 日常生活圏域の高齢者等の状況

日常生活圏域	人口	高齢者人口	高齢化率
阿蘇地域	9,713 人	3,658 人	37.7%
村上地域	33,875 人	8,102 人	23.9%
睦地域	7,269 人	2,211 人	30.4%
大和田地域	50,219 人	10,053 人	20.0%
高津・緑が丘地域	50,201 人	10,832 人	21.6%
八千代台地域	34,132 人	9,908 人	29.0%
勝田台地域	16,203 人	5,551 人	34.3%
全体	201,612 人	50,315 人	25.0%

※ 令和2年9月末現在

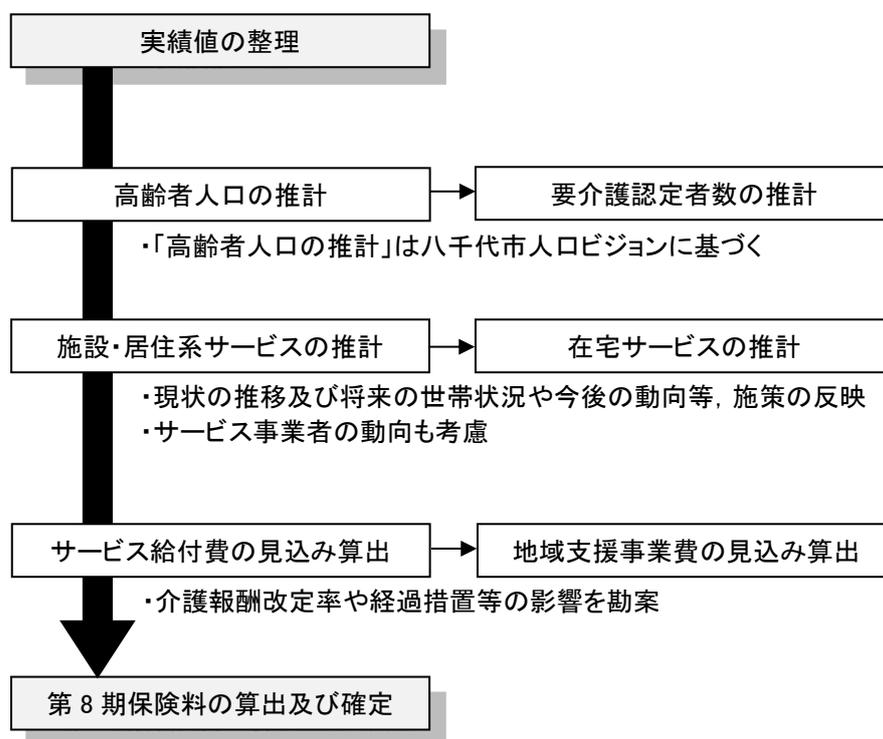
※ 高齢化率 = 高齢者人口 ÷ 人口 × 100

第5章 第8期介護保険事業の見通し

第1節 サービス見込み量及び介護保険料の算出フロー

本計画のサービス見込み量及び介護保険料の算出に当たっては、厚生労働省より提供される『地域包括ケア「見える化」システム』を用いています。

算出の過程においては、市の実績の推移（第7期計画期間）の伸び率を基本推計とし、その各種値に市の実情や将来の見込み等を施策の反映として勘案しています。



また、保険料算定の基礎となる介護保険事業費は、標準給付費と地域支援事業費に分けられます。

本計画では、標準給付費の内訳（介護サービス・介護予防サービス）及び地域支援事業費を合わせた給付費総計を記載します。

第2節 介護保険サービス等の見込み量

本計画期間における標準給付費及び地域支援事業費の見込み額は、以下のとおりとなります。

① 標準給付費（単位：千円）

	単位	第8期見込み			中長期推計	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
総給付費	年額	12,141,670	12,672,104	13,316,059	14,663,515	19,663,409
小計(E) 介護給付費	年額	11,896,876	12,416,098	13,051,597	14,378,142	19,335,964
小計(I) 予防給付費	年額	244,794	256,006	264,462	285,373	327,445
特定入所者介護サービス費等給付額	年額	272,511	256,143	258,702	281,524	349,577
高額介護サービス費等給付額	年額	338,023	345,665	359,492	373,871	464,209
高額医療合算介護サービス費等給付額	年額	9,537	9,943	10,356	11,179	13,880
算定対象審査支払手数料	年額	9,842	10,260	10,687	11,536	14,323
小計(K)	年額	12,771,583	13,294,115	13,955,296	15,341,625	20,505,398

※「特定入所者介護サービス費等給付額」「高額介護サービス費等給付額」は財政影響額を差し引いた額。

② 地域支援事業費（単位：千円）

	単位	第8期見込み			中長期推計	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	年額	451,755	457,816	464,925	454,790	447,575
包括的支援事業・任意事業費	年額	256,072	286,083	299,868	262,107	315,185
小計(L)	年額	707,827	743,899	764,793	716,897	762,760

③ 給付費総額（単位：千円）

	単位	第8期見込み			中長期推計	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
小計(K)+小計(L)	年額	13,479,410	14,038,014	14,720,089	16,058,522	21,268,158

第3節 第1号被保険者の介護保険料

(1) 介護保険事業の財源構成及び第1号被保険者の負担割合

介護給付及び予防給付に要する費用と地域支援事業費の財源は、国・県・市の負担金、国の調整交付金、第1号被保険者（65歳以上）の保険料、第2号被保険者（40歳から64歳）の保険料で構成されています。

また、介護給付費等は、公費（国，県，市）と保険料（第1号，第2号被保険者）で、50%ずつ負担する仕組みとなっています。

各々の負担割合については、次のとおりとなります。

	保険料		公費			
	第1号	第2号	国	調整交付金	県	市
介護給付費等(施設等分を除く)	23.0%	27.0%	20.0%	5.0%	12.5%	12.5%
介護給付費等(施設等分)	23.0%	27.0%	15.0%	5.0%	17.5%	12.5%
介護予防・日常生活支援総合事業費	23.0%	27.0%	20.0%	5.0%	12.5%	12.5%
包括的支援事業・任意事業費	23.0%	—	38.5%	—	19.25%	19.25%

(2) 第1号被保険者の保険料及び所得段階の設定

高齢者の増加に伴う介護給付費の増加等により保険料水準の上昇が見込まれる中、保険料段階の弾力化や介護給付費準備基金の活用等により保険料上昇の抑制に努め、本市における第8期の介護保険料を設定します。

項目		金額等	算出方法等
①	標準給付費見込額	40,020,994 千円	第8期計画期間中の介護保険サービスに係る標準給付費を推計
②	地域支援事業費見込額	2,216,519 千円	標準給付費と同様に地域支援事業費を推計
③	第1号被保険者負担分相当額	9,714,628 千円	標準給付費と地域支援事業費の合計額に対する第1号被保険者の負担分(23.0%)を算出 〔計算式〕= (①+②) × 23.0%
④	調整交付金相当額	2,069,775 千円	標準給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費の5.0%として算出
⑤	調整交付金見込額	1,301,343 千円	高齢者数や所得階層の割合等で交付金が増減するため、第8期計画期間中の見込交付割合から交付金見込額を推計
⑥	財政安定化基金償還金	0円	財政安定化基金からの借り入れを行っていないため、償還金はありません。
⑦	介護給付費準備基金取崩額	530,000 千円	介護給付費準備基金の一部を取り崩して、第8期計画期間に歳入として繰り入れ、保険料の上昇を抑制します。
⑧	保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	85,815 千円	保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の交付見込額を推計
⑨	保険料収納必要額	9,867,244 千円	①～⑧で求めた金額に基づいて、収納しなければならない額を算出 〔計算式〕= ③+④-⑤+⑥-⑦-⑧
⑩	保険料賦課総額	9,966,913 千円	予定保険料収納率を99.0%と見込んで、収納しなければならない額を算出 〔計算式〕= ⑨ ÷ 99.0%
⑪	延べ被保険者数	160,453 人	保険料を負担いただく延べ被保険者数(保険料設定弾力化後の所得段階別被保権者数)を推計
第1号被保険者の保険料基準額(月額)		5,180 円	保険料賦課総額を延べ被保険者数で除し、さらに12か月で除して基準額(月額)を算出 〔計算式〕= ⑩ ÷ ⑪ ÷ 12

■ 第8期計画期間の所得段階及び保険料率

所得段階	対象者	保険料率 ※3	保険料 年額 ※3	構成比
第1段階	・生活保護受給者・老齢福祉年金受給者で、市民税非課税世帯の方 ・市民税非課税世帯で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額(※1)との合計額が80万円以下の方	基準額 ×0.50 (×0.30)	31,080円 (18,650円)	15.2%
第2段階	・市民税非課税世帯で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額(※1)との合計額が120万円以下の方	基準額 ×0.65 (×0.40)	40,410円 (24,870円)	6.2%
第3段階	・市民税非課税世帯で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額(※1)との合計額が120万円を超える方	基準額 ×0.75 (×0.70)	46,620円 (43,520円)	5.6%
第4段階	・同一世帯に市民税が課税されている方がいるが、本人が市民税非課税で前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額(※1)との合計額が80万円以下の方	基準額 ×0.90	55,950円	14.9%
第5段階 (標準段階)	・同一世帯に市民税が課税されている方がいるが、本人が市民税非課税で前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額(※1)との合計額が80万円を超える方	基準額 ×1.00	62,160円	13.2%
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額(※2)が120万円未満の方	基準額 ×1.15	71,490円	13.3%
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額(※2)が120万円以上の方	基準額 ×1.30	80,810円	16.8%
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額(※2)が210万円以上の方	基準額 ×1.50	93,240円	7.7%
第9段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額(※2)が320万円以上の方	基準額 ×1.60	99,460円	2.7%
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額(※2)が400万円以上の方	基準額 ×1.70	105,680円	1.5%

次頁へ続く

前頁から続き

第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額(※2)が500万円以上の方	基準額 ×1.90	118,110円	0.7%
第12段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額(※2)が600万円以上の方	基準額 ×2.10	130,540円	0.4%
第13段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額(※2)が700万円以上の方	基準額 ×2.30	142,970円	0.3%
第14段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額(※2)が800万円以上の方	基準額 ×2.40	149,190円	0.4%
第15段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額(※2)が1,000万円以上の方	基準額 ×2.50	155,400円	1.1%

※1 課税年金額収入額とその他合計所得金額に給与所得が含まれ、所得金額調整控除が適用されている場合には、所得金額調整控除分を加えた額から10万円を控除する。所得金額調整控除が適用されていない場合には、10万円を控除する。

※2 当該合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額又は公的年金等所得の合計額から10万円を控除する。

※3 保険料率、保険料年額中、第1段階～第3段階のカッコ内の数字は、公費による低所得者の保険料軽減後のもの。

■ 保険料基準月額推移

期	事業計画期間	基準月額	対前期比	
			増減額	増減率
第1期	平成12年度～平成14年度	2,850円	－円	－%
第2期	平成15年度～平成17年度	2,850円	0円	0%
第3期	平成18年度～平成20年度	3,300円	450円	15.8%
第4期	平成21年度～平成23年度	2,974円	▲326円	▲9.9%
第5期	平成24年度～平成26年度	3,530円	556円	18.7%
第6期	平成27年度～平成29年度	4,580円	1,050円	29.7%
第7期	平成30年度～令和2年度	4,745円	165円	3.6%
第8期	令和3年度～令和5年度	5,180円	435円	9.2%

※ 第9期(令和6年度～令和8年度)の基準月額見込みは5,658円

第6章 介護保険制度の円滑な運営

第1節 円滑な事業運営の推進支援

介護保険事業の実施及び運用に当たっては、円滑な事業運営が不可欠となります。

本市では、市民はじめ、事業者や協力団体、関係機関等との連携を引き続き図っていくことで、市内の事業運営が滞ることなく運用していくことのできる環境を整備します。

(1) 介護保険事業の円滑な運営のための機関

主な機関	概要
介護保険事業運営協議会	本協議会は介護保険の運営のために設置される協議会として、市長からの諮問により、介護保険事業計画の策定及び評価に関し必要な事項を調査審議します。
地域包括支援センター運営協議会	本協議会は八千代市地域包括支援センターの組織及び運営に関する内容を協議する会議です。 今後の地域包括支援センターを取り巻く状況等を勘案しつつ、地域包括支援センターが機能を十分に発揮できるように活動の充実を図ります。

(2) 介護保険事業の質の向上・確保

主な取り組み	概要
事業者への適切な指導	事業者に対し、定期的・計画的な指導を実施するとともに、不正を疑われる場合は、随時に監査を実施し、介護保険サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ります。 また、自身のサービス水準を把握し課題を明らかにした上でのサービスの質を向上させる取り組みの促進及び利用者の事業者選択に役立つ情報の提供を目的とする介護保険サービスの自己評価システムへの参加を促します。
介護保険相談員の派遣	市内の介護保険施設等に相談員を派遣することにより、相談員が利用者からサービス提供事業者等に対する不平や不満を聞き取り、事業者及び本市へ橋渡しをすることで、それらが苦情になることを未然に防ぐ等、介護サービスの質の向上を図ります。

第6章 介護保険制度の円滑な運営
第1節 円滑な事業運営の推進支援

主な取り組み	概要
苦情相談体制の充実	利用者からの介護サービス等に関する相談や苦情について、必要に応じ、国民健康保険団体連合会、地域包括支援センター等と連絡・調整を図り、迅速かつ適切な対応に努めます。
介護人材の確保	介護初任者研修に要する経費への補助等、介護人材の確保の取り組みを推進し、事業者が必要とするサービス提供体制の確保を図ります。

(3) 介護保険事業の情報の提供

主な取り組み	概要
介護サービス情報公表システム等の周知	利用者が介護サービス事業者の適切な選択ができるよう、介護サービス事業所のサービス内容等の情報をインターネットで検索、閲覧できる介護サービス情報公表システム等の周知を図ります。
介護保険制度の普及啓発	介護保険制度への理解と適切な利用を促進するため、市民に対する普及啓発及び情報提供を行います。

第2節 公的介護施設等の整備

(1) 介護保険施設等の整備の推進

① 介護老人福祉施設（定員 30 人以上の特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で、居宅での生活が困難な方に入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助と機能訓練、健康管理、療養上の介助を行います。

本計画期間においては、令和4年度中に1施設（80床）の開設が予定されているほか、1施設（80床）整備することを目標とします。

② 介護医療院

安定した病状期にあり、長期の療養が必要な方に看護、医学的管理下での介護、機能訓練、日常生活上の援助等を行います。

本計画期間においては、1施設（50床）整備することを目標とします。

(2) 地域密着型サービスの基盤整備の推進

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、または、それぞれが密接に連携しながら、短時間の定期巡回訪問と随時の対応をあわせてサービスを行います。

本計画期間においては、1事業所整備することを目標とします。

② 小規模多機能型居宅介護

通いを中心に訪問や宿泊を組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護、生活や健康等の相談、その他の日常生活上の援助と機能訓練を行います。

本計画期間においては、3事業所整備することを目標とします。

八千代市高齢者保健福祉計画

(第9次老人保健福祉計画・第8期介護保険事業計画)

発行年月:令和3年3月

発行:八千代市

編集:八千代市健康福祉部 長寿支援課 健康づくり課

所在地:〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田 312-5

電話:047-483-1151(代表)

F A X:047-480-7566